

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報開示請求書において私が 〇〇〇〇 の告訴についての検察の起訴猶予処分に伴う、人事課の処分であるので、開示を求める。

2 異議申立ての理由

平成18年8月29日付けの告訴で 〇〇〇〇 に対する強要未遂被疑事件において起訴猶予であったことを真摯に受け止めてほしい。当然、人事課として何らかの処分があるはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 懲戒処分及び注意喚起措置の公表について

人事課で所管する懲戒処分及び注意喚起措置については、氏名等の個人を特定できる事項を除いて、その内容等を原則として公表している。

ただし、職務上の非違行為（非違行為の関係者のプライバシーを保護する必要がある場合を除く。）は原則として、職務外の非違行為であっても社会的影響が大きく公表すべきと判断した場合は例外として、氏名等についても公表することとしている。

2 条例第10条（行政文書の存否に関する情報）該当性について

条例第10条は、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

本件開示請求は、特定の個人を名指ししており、本件行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人に係る懲戒処分等の有無という条例7条第2号に規定する個人に関する情報を開示することとなるため、不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書の性質について

本件行政文書は、特定の個人に対し特定の事由による懲戒処分がされたことに係るものである。

したがって、本件行政文書の存否を答えることは、特定の個人が懲戒処分を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を示すことになると認められる。

3 存否応答拒否について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

実施機関は、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により不開示決定した旨主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

本件存否情報は、特定の個人が懲戒処分を受けた事実の有無という名誉や信用に直接かかわる個人に関する情報であり、当然に当該個人の識別性を有するものと認められる。

したがって、本件存否情報は、上記条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関の説明によると、懲戒処分について、その内容等は原則として公表しているが、氏名等の個人を特定できる情報については原則として非公表としているとのことである。

そうすると、懲戒処分を受けた者の氏名については、原則として公表しておらず、また、本件開示請求により特定された職員の氏名が現に公表されていないことを鑑みると、本件存否情報は、本号ただし書アに該当しないと認められる。

また、懲戒処分を受けたことは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないため本号ただし書ウに該当せず、さらに本号ただし書イに該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第10条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 5月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年 6月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年10月10日 (第119回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成19年11月 7日 (第120回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 2月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理